

令和 7 年 度

農 業 研 修 生 海 外 派 遣 事 業

実 施 要 領

公益社団法人 国際農業者交流協会

海外農業研修

1. 事業の目的

公益社団法人 国際農業者交流協会（以下、「協会」という）は、農業先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得することで、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に、アメリカ合衆国及びヨーロッパ諸国を始めとする世界各国での海外農業研修を実施する。

2. 研修コース、研修期間、受入機関及び募集人数

（アメリカ）

研修コース	研修期間	渡航時期	受入機関	募集人数
アメリカ	約 18 か月	2026 年 6 月下旬	ビッグ・バンド・コミュニティ 大学財団	50 名

（ヨーロッパ・その他の国々）

研修コース	研修期間	渡航時期	受入機関	募集人数
デンマーク	3 か月～12 か月	2026 年 3 月	デンマーク農民連盟	2 名
スイス	約 12 か月	2026 年 3 月	スイス農民連盟	8 名
*その他の国々	3 か月～12 か月	任意の期日	各国受入機関	若干名

*オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アイルランド、フランス等
研修期間は現地の事情により変更になることがある。

3. 応募者の資格

- (1) 日本国籍を持ち独身であること。
※日本国籍の他に国籍を持つ者についてはあらかじめ相談すること。
- (2) 心身共に健全であること。なお、現在治療中の怪我や病気（精神疾患を含む）がある者は、医師の診断書を提出し、それを以って判断する。
- (3) 明確な研修目的を持っていること。
- (4) 外国語を学ぶ強い意欲を持っていること。
- (5) 海外農業研修で専攻する業種について、十分な農業経験があること。または、渡航までに農業経験を積むことができること(概ね 2 か月以上)。
- (6) 普通自動車運転免許を取得していること。
※AT 限定の者は渡航までに解除しておくこと。※取得中の者は要相談
- (7) 犯罪歴がないこと。
- (8) その他、以下の表の資格条件に該当する者であること。

研修コース	応募時の 年齢	資 格 条 件
アメリカ	19 歳～29 歳	高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験がある者。
デンマーク	19 歳～29 歳	専攻業種に関する科目を2年以上大学等で履修しており、研修参加時休学が可能で、IELTS(general)のテストで band score 3.0 以上である者。さらに、専攻業種の十分な農業経験を有する者。
スイス	19 歳～29 歳	専攻業種に関する科目を高度農業教育*等で2年以上履修している在学学生、または、高度農業教育を2年以上受け、卒業後、1年が経過していない者。
その他の国々	概ね 19 歳～ 30 歳	高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験があり、研修先国で日常会話が可能な語学力を有する者。研修先国の査証発給等の要件を満たす者。詳細は要確認。

*高度農業教育とは、農業大学校、農業専科大学、大学農学部或いはそれに準ずる学部、専門学校等の教育機関における履修のこと。

資格条件は研修先国の事情により変更される場合がある。上記資格条件に当てはまらなくても他の条件が整えば参加できることがあるので、その場合は個別に問い合わせること。

4. 募 集

(1) 募集情報

募集情報は、協会ホームページ(<https://www.jaec.org>)、協会の発行する募集資料により告知される。なお、各都道府県や教育機関においても、農業青年育成の一環として海外農業研修を推進する。

(2) 期間

- ア. 募集期間は 2025 年 1 月 14 日（火）～8 月 11 日（月）とする。
- イ. 申込締切日は 2025 年 8 月 11 日（月）とし、申込書類はこの日までに協会必着とする。
- ウ. プレエントリー（協会ホームページからのオンライン仮申込）期間は、2025 年 1 月 14 日（火）～8 月 3 日（日）とする。
- エ. 現地受入機関との協議により、応募の期間が延長される場合がある。

5. 応募方法

《アメリカ》

都道府県知事、または、協会会長が認める団体の長（以下、推薦者）により推薦を受ける推薦応募か、海外農業研修事業の OB・OG から推薦を受けて個人が協会に直接応募する一般応募により申し込むことができる。

(1) 申込書類

- ア. 申込書(様式 1)
- イ. 健康診断書(様式 2)
- ウ. 推薦書(様式 3) ※推薦者が作成、推薦応募のみ
- エ. OB・OG 推薦書(様式 4) ※一般応募のみ

(2) 健康診断書

健康診断書(様式 2) は、応募開始日(令和 7 年 1 月 14 日)以降のものを有効とし、当該期間にほかの用途で実施した健康診断は医療機関による転記を可能とする。

(3) 都道府県からの推薦応募

応募者は(1)の必要書類を封筒にまとめて、推薦者の定める期日までに指定の宛先に送付、または提出する。推薦者はこの事業の目的に適合する者を選抜し、様式 3 を加えて協会へ送付する。

(4) OB・OG 推薦による一般応募

応募者は(1)の必要書類を封筒にまとめて、協会の定める期日までに協会宛に送付する。協会は必要に応じて OB・OG 推薦書(様式 4)の作成について協力者を紹介する。

《ヨーロッパ・その他の国々》

海外農業研修事業の OB・OG から推薦を受けた個人が協会に直接応募する一般応募により申し込むことができる。

(1) 申込書類

- ア. 申込書(様式 1)
- イ. 健康診断書(様式 2)
- ウ. OB・OG 推薦書(様式 4)

(2) 健康診断書

健康診断書(様式 2) は応募開始日(2025 年 1 月 14 日)以降のものを有効とし、当該期間にほかの用途で実施した健康診断は医療機関による転記を可能とする。

(3) OB・OG 推薦による一般応募

応募者は(1)の必要書類を封筒にまとめて、協会の定める期日までに協会宛に送付する。協会は必要に応じて OB・OG 推薦書(様式 4)の作成の協力者を紹介する。

6. 選考・面談

(1) 案内方法

協会は、応募者に対し選考・面談の案内をプレエントリー時に登録したメールアドレスへ 2025 年 8 月 15 日(金)までに通知する。

(2) 選考日・面談日

2025 年 8 月 20 日(水)
8 月 21 日(木)
8 月 22 日(金)

選考日時は協会が指定する。上記の日程で調整が難しい応募者は、前もって協会に相談することで別日に選考を実施する。

(3) 選考・面談方法

- ・書類審査及びオンライン(Web 会議アプリ Zoom)による面談を実施する。
- ・面談では研修に対する準備状況の確認の他、初歩的な英会話力と基本動作確認を行う。

(4) 選考費

以下の通り、2025 年 8 月 14 日（木）までに協会指定口座に振込む。

推薦応募者	選考費免除	※アメリカコース
一般応募者	5,000 円	※全コース共通

《振込先》

公益社団法人 国際農業者交流協会
みずほ銀行蒲田支店 普通預金 3151510

(5) 可否通知

ア.アメリカコースについては、2025 年 8 月 27 日（水）までに応募者及び推薦者にメール（PDF 添付）で通知する。

イ.ヨーロッパ・その他の国々の応募者については、各国受入機関が定める資格条件等に照会した上で、応募者が希望する研修内容について受入機関と協議し、研修実施の可否が確認でき次第応募者に結果をメールまたは電話で伝える。

ウ.協会は可否が確定または研修実施の可否が確認できた段階で、応募者の出身都道府県及び本会同窓組織に通知する。

(6) 同窓組織との協力

協会は渡航予定者の出身都道府県同窓組織に手続き状況を共有し、同窓組織は研修生サポート活動（壮行会の開催や研修のサポート等）を積極的に行う。

7. 国内における研修

海外農業研修に対する準備として国内講習を実施する。渡航予定者は、以下の国内における研修に必ず参加しなければならない。

(1) オンラインオリエンテーション（全コース対象）

2025年9月1日(月)～9月4日(木)の4日間、Web会議アプリ Zoom により次の内容を実施する。

- ・ プログラムの理解
- ・ 渡航手続きの説明、現地研修農場配属手続き、その他書類作成
- ・ 現地事情、現地研修事情等についての説明
- ・ 研修に参加するにあたっての心構え

(2) 講習・国内実習

研修コース	事前講習	国内農業実習・出発時講習
アメリカ	2025年 9月19日(金)～ 9月27日(土)	国内農家実習:2026年4月～6月(約2か月) 全国 大使館面接・オリエンテーション:2026年6月上旬 都内 出発時講習:2026年6月下旬(2日間) 都内
デンマーク スイス その他の国々	茨城県水戸市の 日本農業実践学園 (予定)	出発時講習:2026年3月(1日) 都内

※なお状況により、日程や場所を変更する場合がある。

講習の内容は、概ね次のとおりとする。なお、研修参加予定者は必ず全ての日程に参加する義務があり、それができない場合は渡航を延期することもある。

ア．事前講習

- ・ 体力トレーニング
- ・ 農業実習
- ・ 現地語学の学習
- ・ 研修生同士の交流
- ・ 研修に参加するにあたっての心構え

イ．出発時講習

- ・ 出発時の各種手続き

ウ．事前講習終了後から渡航までの待機期間中の指導

- ・ 渡航意欲の維持、向上
- ・ 語学力、農業力（作業能力、知識）の向上

8. 海外における研修

各研修コースにおける研修計画は、次のとおりとする。なお、学習のために利用する大学の都合、或いは、農場実習を行う研修農場の都合（季節的繁閑等）によって、それぞれの実施時期が変わる場合がある。

(1) アメリカ

ア. 研修計画

研修区分	実施時期	研 修 内 容
基礎学習 (約 2 か月)	2026 年 6 月下旬 ～ 8 月下旬	ビッグ・ベンド・コミュニティ大学(ワシントン州)における英語・スペイン語の語学学習、米国社会・農業概要の学習及び視察研修等(大学の寮に滞在)
農場実習 (約 13 か月)	2026 年 8 月下旬 ～ 2027 年 10 月上旬	専攻業種に応じ、アメリカ合衆国内の農場における実習
専門学習 (約 2 か月)	2027 年 10 月上旬 ～ 12 月上旬	農学部を有する州立大学における農業経営、農産物市場・流通等の学習、視察研修等(大学周辺の一般家庭にホームステイ)
最終研修旅行 修了式 (約 1 週間)	2027 年 12 月上旬 ～ 12 月中旬	研修生各自の自由計画による研修旅行 修了式

イ. 専攻業種

農場実習は、次の業種により配属する。

- ・ 酪農
- ・ 肉牛（繁殖、肥育）
- ・ 養豚
- ・ 養鶏
- ・ 野菜（種苗、有機栽培を含む）
- ・ 果樹（落葉果樹、コーヒー）
- ・ 造園

その他現地の状況により研修可能な業種

※状況により配属可能な農場の有無で業種の変更等がある

ウ. 研修手当

研修生は農場実習中、研修農場より研修手当を受け取る。

その一部は現地での生活費と研修費に充てられる。

(2) ヨーロッパ・その他の国々

各研修コースにおける研修プランは、応募者の希望により異なるが、一例として、1年間の研修の内容を記す。

ア. 研修計画（研修期間 1 年の場合の一例）

研 修 区 分		実 施 時 期	研 修 内 容
現地到着時研修 （約 3 週間）		2026 年 3 月中旬	各研修先国における現地オリエンテーション及び語学学習
農場実習 （約 11 か月）		2026 年 4 月上旬 ～ 2027 年 3 月上旬	専攻業種に応じた農場における実習
農場実習期間中の行事	セミナー （数回）	2026 年 6 月 ～ 2027 年 1 月	各国ごとに、農業視察、講義、他国研修生との交流会等を通して現地農業の理解を深め、農業青年同士の相互理解をはかる
	夏季自主研修旅行（約 1 週間）	2026 年 7 月～9 月	研修生各自の自由計画による研修旅行
	最終研修旅行（約 1 週間）	2027 年 3 月上旬	研修生各自の自由計画による研修旅行

イ. 専攻業種

研修先国別の実習可能な専攻業種は次のとおりとし、研修先国の受入機関が選定する研修農場での農業実習を行う。

研修コース	期 間	専 攻 業 種
デンマーク	3 か月～1 年	酪農、養豚
スイス	1 年	複合（耕畜連携経営）、養豚
その他の国々	3 か月～1 年	要問い合わせ

ウ. 研修手当

研修生は農場実習中、研修農場より研修手当を受け取る。
その一部は、現地での生活費に充てられる。

9. 研修経費

研修参加に必要な各費用については以下のとおりとする。

(1) 研修参加申込金 金 額 300,000 円

納付期限 2025 年 9 月 8 日（月）

※ 研修参加申込金は返金しない。

(2) 研修費

研修費の金額と用途、納入期限は下表に定めたとおりとする。

研修コース	金 額	用 途	納入期限
アメリカ	1,210,000 円	・国内講習参加費 ・オンライン英会話受講費 ・渡航前経費（査証申請等） ・往復航空券代 ・帰国時研修経費 ・帰国者活動費 ・団体保険料 ・事務管理費	2026 年 1 月 29 日(木)
	現地積立金により賄う費用 ・基礎学習費 ・専門学習費 ・現地移動交通費（一部） ・現地受入機関管理費		
	研修費に含まれない費用 ・旅券（パスポート）取得にかかる費用 ・海外旅行保険料 ※必須 約 300,000 円 ・国内講習参加時、渡航・帰郷時交通費 ・現地到着時の生活費・小遣い 約 100,000 円		
ヨーロッパ	デンマーク：1,330,000 円	・国内講習参加費 ・オンライン語学講習受講費 ・現地研修経費 ※滞在許可代、語学学習、サポート経費、移動交通費（一部）、受入機関管理費	
	スイス：1,330,000 円	・往復航空券代 ・帰国者活動費 ・団体保険料 ・事務管理費	
	研修費に含まれない費用 ・旅券（パスポート）取得にかかる費用 ・海外旅行保険料 ※任意約 220,000 円（研修期間により変動） ・国内講習参加時、渡航・帰郷時交通費 ・現地到着時の生活費・小遣い 約 100,000 円		
その他の国々	研修コース、期間、外国為替により決定		

≪研修経費の納付先≫
 選考費納付先と同じ。

(3) 分担金

分担金は 250,000 円とし研修経費の一部に充てる。分担金は、研修生の推薦者の助成によって賄うものとする。助成が得られない場合

は研修生の自己負担となるが、これは研修経費の中に含まれているものとする。

(4) 海外旅行保険料

(アメリカ)

研修中の怪我や病気の治療、また、死亡、後遺障害、その他損害賠償等の補償のために、協会が提示する海外旅行保険に必ず加入する。

(ヨーロッパ・その他の国々)

研修中の怪我や病気の治療、また、死亡、後遺障害、その他損害賠償等の補償のために、協会が提示する海外旅行保険に必ず加入することとなるが、研修先国の健康保険等の適用が受けられる場合、海外旅行保険には任意で加入することとする。

10. 辞退、延期、受入取消

以下のとおり定める。

	アメリカ	ヨーロッパ・その他の国々
辞退	合格後、研修を辞退する場合、協会に辞退届を提出する。	参加申込金を支払った後研修を辞退する場合、協会に辞退届を提出する。
延期	合格後、研修生の健康状態、海外農業研修に対する準備不足（語学力、作業能力等）が認められる場合、渡航を次年度以降に延期することがある。その際には、速やかに所定の延期手続きを行う。	研修生の健康状態、海外農業研修に対する準備不足（語学力、作業能力等）が認められる場合、渡航時期を延期することがある。また、受入国の事情により年度内の渡航が難しい場合も延期することがある。
取消	【合格取消】合格後、渡航までの間に研修生として不適格と認められる事実が判明した場合、協会は合格を取り消すことがある。 (例) ア. 定められた経費の支払いを無断で定められた期限までに納入しない場合。 イ. 延期に伴い発生する精算を、無断で定められた期限までに行わない場合。 ウ. 渡航に向けて行うべきビザ等書類作成を怠った場合。	【受入取消】渡航までの間に研修生として不適格と認められる事実が判明した場合、協会は研修受入を取りやめることがある。 (例) ア. 定められた経費の支払いを無断で定められた期限までに納入しない場合。 イ. 延期に伴い発生する精算を、無断で定められた期限までに行わない場合。 ウ. 渡航に向けて行うべきビザ等書類作成を怠った場合。
費用の精算	ア. 上記、辞退、延期、取消の場合、それまでの手続きにかかった経費を精算する。ただし、研修参加申込金は原則返金しない。 イ. 研修費納入後は、それまでの手続きにかかった経費を精算し、残金を返金する。なお、渡航日の1週間前から渡航日までに研修を辞退した場合、研修費の全額を返金しない。 ウ. 延期の場合、研修参加申込金は翌年度分に充当される。不測の事態による渡航の延期・中止の際には、妥当な範囲で経費の精算を行う。	

1 1 . 各種支援制度の利用

(1) 本会の助成金制度

協会の海外農業研修に参加する者で一定の資格条件を満たす場合は、協会が実施する助成金制度を利用することができる。

《バイエル スカラーシップ》

バイエルの出資による、海外農業研修生を支援するための奨学金制度。
所定の書類を提出し、選考委員会で選出された者は、奨学金の給付を受けることができる。

給付額 200,000 円/人 給付人数 各年 5 名以内

《研修生サポート資金》

協会が海外農業研修参加者を資金的にサポートする貸付制度で、1 人当たり 500,000 円まで無利子で利用することができる。

《農業教育高度化事業》

農林水産省の補助事業であり、海外農業研修を修了して帰国後に就農すると宣言した者を対象に、研修に要する経費の半額（最大 60 万円）を補助する事業。

補助額 600,000 円/人（最大）

(2) 就農準備資金

農林水産省が次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する制度。なお、就農準備資金の利用者に対して協会が書類作成等特別な便宜を行う場合、そのことに要する事務手数料を別途申し受けることとする。

※農業教育高度化事業と就農準備資金を重複して申請することはできない。

1 2 . 現地における指導

研修先国での研修を円滑に実施するため、協会と現地受入機関が共に研修生の指導にあたる。

1 3 . 中途帰国

以下における研修生の研修期間満了前の帰国は中途帰国とし、協会は中途帰国した研修生について速やかに推薦者に通知する。

また、中途帰国によって生じた経費は、原則として研修生の負担とする。

- (1) 協会及び現地受入機関が、研修生の研修継続が不可能、或いは不相当と認めた場合。
- (2) 研修生が何らかの理由により中途帰国を申し出て、協会及び現地受入機関がこれを認めた場合。

1 4 . 研修修了

所定の研修を終えて帰国し、協会への報告を完了した時点で研修修了とする。

1 5 . 研修報告書の提出

研修生は協会に対し別に定める報告書を提出する。

1 6 . 帰国後の活動

研修生は、研修生 OB・OG 組織の一員として地域の農業振興のため、協会及び県組織が実施する諸事業に参加し、目的達成に協力する。

1 7 . その他

不測の事態が発生した場合、事業内容または経費の変更が生ずることがある。

アプレンティスシップ

1. 事業の目的

英語で見習いを意味するApprenticeshipから名付けられたもので、海外農業研修に参加する目的で国際化対応を意識した国内先進農家での農業実習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等の修得を目指し農業実習を行う。

2. 募集

(1) 募集期間

周年

(2) 募集人数

年間 15 名程度

3. 応募資格と申込

(1) 応募資格条件

ア. 概ね 18 歳から 29 歳までの日本国籍を持つ独身男女

イ. 農業に興味を持ち精力的に農作業に打ち込み、研修受入農家及び協会の指導を真摯に受け止め、農作業力、経営力の向上に努める者

ウ. アプレンティスシップを終了した後、海外農業研修に参加する意欲のある者

(2) 申込方法及び審査

ア. 協会ホームページにおいてインターネット申込を行い、その後、メール添付で送られてくる申込用紙（申込書、健康診断書）に必要事項を記入し協会に郵送する。

イ. 健康診断書は申込日から直近 6 か月以内の健康診断書であれば医療機関で転記をしてもらい、不足項目を追加受診することも可とする。

ウ. 協会において書類審査並びにオンライン或いは直接の面談等により研修引き受けの可否を決定する。

4. プログラム内容

(1) 研修期間

3 か月から概ね 1 年までの任意の期間とする。

(2) 専攻業種

研修生の意向と面談結果により、最適と考えられる業種の農家に配属する。
なお、その際は以下のような業種が対象となる。

酪農、肉牛（繁殖、肥育）、養豚、養鶏、野菜

花卉（葉物、枝物、鉢花、花壇苗、観葉植物を含む）、造園、果樹

その他農業に関わる業種

(3) 研修先の選定

研修農家の選定及び研修条件の交渉は、協会が行うものとするが、その他、研修生が自身の希望により特定の農家での研修を望み、該当農家の了承が得られている場合は、これを認めるものとする。但し、その農家での研修を保証するものではない。

(4) アプレンティスシップの開始

協会は研修生が希望する研修開始時期に合わせて研修の開始日を研修受入農家と調整する。なお、研修生は、研修開始希望時期の概ね 3 か月前までに申込書類を提出すること。また、研修開始前に、研修生、受入農家、研修生の保証人及び本会でアプレンティスシップ契約書を作成する。

(5) 農業実習中の指導

農家実習における研修生の待遇については、アプレンティスシップ契約書に定める。

研修生は、毎月協会に対して所定の報告書を提出し、それに従って協会は適宜研修生に指導（電話、メールなど）を行う。

(6) アプレンティスシップの終了

当初予定した研修期間が満了した時点でアプレンティスシップは終了となる。研修生及び受入農家の双方が同意した場合に限り、実習の期間を短縮または延長することができる。

(7) 海外農業研修選考会免除

研修生が海外農業研修選考会までの期間にアプレンティスシップを 3 か月以上実施し、一定の条件を満たした場合、海外農業研修の選考が免除される。

5. 申込金

研修生は、プログラムの開始に際し申込金として 20,000 円を協会に支払う。
なお、納入後の返金はしない。

申込金納付先： 公益社団法人 国際農業者交流協会
みずほ銀行蒲田支店 普通預金 3151510

納 付 期 限： 農業実習開始前まで

令和 7 年 度

農 業 研 修 生 海 外 派 遣 事 業

追加実施要領
(ニュージーランドコース)

公益社団法人 国際農業者交流協会

海外農業研修

1. 事業の目的

令和7年度農業研修生海外派遣事業の実施要領に準じ、新たにニュージーランドコースを実施する。

2. 研修コース、研修期間、受入機関及び募集人数

研修コース	研修期間	渡航時期	受入機関	募集人数
ニュージーランド	12 か月	2026 年 3 月中旬	NZ Study Careers ltd.	10 名

3. 応募者の資格

実施要領(1)～(7)に準じる。

(8) その他、以下の表の資格条件に該当する者であること。

研修コース	応募時の 年齢	資 格 条 件
ニュージーランド	19 歳～29 歳	高等学校卒業、または同等以上の学力を有し、農業の基礎知識や経験がある者。 IELTS (General) のテストで band score 4.0 以上であること。 ワーキングホリデービザの取得が可能であること。

4. 募 集

令和7年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

5. 応募方法

海外農業研修事業の OB・OG から推薦を受けた個人が協会に直接応募する一般応募により申し込。

(1) 申込書類

- ア. 申込書(様式 1)
- イ. 健康診断書(様式 2)
- ウ. OB・OG 推薦書(様式 4)
- エ. IELTS (General) のテスト結果

(2) 健康診断書

健康診断書(様式 2) は応募開始日(2025 年 1 月 14 日)以降のものを有効とし、当該期間にほかの用途で実施した健康診断は医療

機関による転記を可能とする。

(3) OB・OG 推薦による一般応募

応募者は(1)の必要書類を封筒にまとめて、協会の定める期日までに協会宛に送付する。協会は必要に応じて OB・OG 推薦書（様式 4）の作成の協力者を紹介する。

6. 選考・面談

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

7. 国内における研修

海外農業研修に対する準備として国内講習を実施する。渡航予定者は、以下の国内における研修に必ず参加しなければならない。

(1) オンラインオリエンテーション（全コース対象）

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

(2) 講習・国内実習

研修コース	事前講習	国内農業実習・出発時講習
ニュージーランド	2025 年 9 月 19 日（金）～9 月 27 日（土） 茨城県水戸市の日本農業実践学園（予定）	出発時講習：2026 年 3 月中旬

※なお状況により、日程や場所を変更する場合がある。

8. ニュージーランドにおける研修

ア.研修計画

研修区分		実施時期	研修内容
現地到着時研修 （1 か月）		2026 年 3 月～4 月	オリエンテーション、英会話学習、農場視察
農場実習 （約 11 か月）		2026 年 4 月中旬 ～ 2027 年 3 月上旬	専攻業種に応じた農場における実習
事 農 場 実 習 期 間 中 の 行	セミナー （数回）	2026 年 6 月 ～ 2027 年 1 月	研修の進捗を確かめ、ブラッシュアップを目指すセミナーイベントを開催する。
	夏季自主研修旅行 （約 1 週間）	2026 年 7 月～9 月	研修生各自の自由計画による研修旅行
	最終研修旅行 （約 1 週間）	2027 年 3 月上旬	研修生各自の自由計画による研修旅行

イ. 専攻業種

研修先国別の実習可能な専攻業種は次のとおりとし、研修先国の受入機関が選定する研修農場での農業実習を行う。

- ・酪農(牛・羊など)
- ・肉牛
- ・園芸 *若干
- ・その他配属可能な業種

ウ. 研修手当

研修生は農場実習中、研修農場より研修手当を受け取る。
その一部は、現地での事業実施費用及び生活費に充てられる。

9. 研修経費

研修参加に必要なとなる各費用については以下のとおりとする。

(1) 研修参加申込金

金 額	300,000 円
-----	-----------

納付期限 2025 年 9 月 8 日 (月)

※ 研修参加申込金は返金しない。

(2) 研修費

研修費の金額と用途、納入期限は下表に定めたとおりとする。

研修コース	金 額	用 途	納入期限
ニュージーランド	1,230,000 円	・国内講習参加費 ・オンライン英会話受講費 ・渡航前経費 ・往復航空券代 ・帰国時研修経費 ・帰国者活動費 ・団体保険料 ・事務管理費	2026 年 1 月 29 日(木)
	現地積立金により賄う費用 ・現地セミナー費 ・現地受入機関管理費及び分割払い手数料 ・車両購入費(帰国時売却)		
	研修費に含まれない費用 ・旅券(パスポート)取得にかかる費用 ・海外旅行保険料 ※必須 約 250,000 円 ・国内講習参加時、渡航・帰郷時交通費 ・現地到着時の生活費・小遣い 約 150,000 円		

《研修経費の納付先》

選考費納付先と同じ。

(3) 分担金

分担金は 250,000 円とし研修経費の一部に充てる。分担金は、研修

生の推薦者の助成によって賄うものとする。助成が得られない場合は研修生の自己負担となるが、これは研修経費の中に含まれているものとする。

(4) 海外旅行保険料

研修中の怪我や病気の治療、また、死亡、後遺障害、その他損害賠償等の補償のために、協会が提示する海外旅行保険に必ず加入する。

1 0． 辞退、延期、受入取消

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要 1 0． 辞退、延期、受入取消のヨーロッパ・その他の国々に準ずる。

1 1． 各種支援制度の利用

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

1 2． 現地における指導

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

1 3． 中途帰国

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

1 4． 研修修了

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

1 5． 研修報告書の提出

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

1 6． 帰国後の活動

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。

1 7． その他

令和 7 年度農業研修生海外派遣事業実施要領に準ずる。